スーパー定期「つなぐ」規定

2026 年 10 月 1 日

日新信用金庫

１．預入資格

この定期預金は、相続により取得した被相続人名義の預金を解約し、取得した資金を原資にお預け入れいただける相続人の方を対象とします。ただし、相続した預金の解約日から１年以内の預入に限ります。

２．お預入れ

(1) この定期預金の預け入れは、100 万円以上 1 円単位とし、相続により取得した預金の金額までとします。

(2) この定期預金の名義は、預入資格に該当するお客さまの名義に限ります。

(3) この定期預金は、預入 6 ヶ月の自動継続自由金利型定期預金（Ｍ型）（以下「スーパー定期」といいます。）とします。

３．適用利率

(1) この定期預金の初回適用利率(年利)は、固定金利 1.5%（税引前）とします。

(2) この定期預金の自動継続後の適用利率(年利)は、継続日における店頭表示のスーパー定期 6 ヶ月ものの利率とします。

(3) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの定期預金を満期日（自動継続をしたときはその満期日をいいます。）の前日までに解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

6 ヶ月未満‥‥‥‥‥‥解約日における普通預金の利率

なお、この算式により計算した中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率を適用します。

４．利息

(1) この定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入期間に応じた利率によって単利の方法で計算し、満期日に支払います。

(2) お客さまの申し出によって当金庫がやむを得ないと認めてこの定期預金を満期日前に解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた中途解約利率によって単利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(3) この定期預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割り計算します。

５．一部解約の取扱

この定期預金の一部解約はお取扱いできません。

６．総合口座の担保としての場合の取扱

この定期預金は総合口座の担保とすることができます。

この場合の貸越利率はこの定期預金の適用利率に定期性総合口座取引規定記載の利率を加えた利率とします。

７．そ　の　他

本規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」、「自動継続自由金利型定期預金(Ｍ型)規定(スーパー定期)」および「定期性総合口座取引規定」により取扱います。